

(携帯品等における少額貨物についての原産地の決定)

8の2—17 本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する物品(以下この項において「携帯品等」という。)における令第27条第1項第2号《少額貨物についての原産地の認定》に規定する「課税価格の総額」及び同条第2項《税関長による原産地の認定》に関する取扱いについては、次による。

(1) 「課税価格の総額」は、前記8の2—4の2の規定にかかわらず、次の区分によるそれぞれの物品(定率法第14条第7号《携帯品免税》の規定により関税が免税されるものを除く。)の課税価格の総額とする。なお、輸入の時期を異にする別送品については、それぞれの時期の別送品毎に「課税価格の総額」を計算する。

イ 入国者から定率法第3条の2第1項ただし書《入国者の輸入貨物に対する簡易税率によることを希望しない旨の申し出》に規定する入国者の輸入貨物に対する簡易税率によることを希望しない旨の申し出(以下この項において「簡易税率不適用の申し出」という。)があつたときは、特惠対象物品(特惠関税等の適用が停止されているものを除く。)に該当するすべての物品

ロ 入国者から簡易税率不適用の申し出がなかつたときは、特惠対象物品のうち特惠税率が無税のものに該当するすべての物品

(2) 携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、物品の商標その他の当該物品が特惠受益国産品であることについての明確な資料がない場合であつても、次のいずれかにより当該物品が特惠受益国産品であることが確実と認められるときは、当該物品を特惠受益国を原産地とする物品として取り扱つて差し支えない。

イ 入国者の所持する旅券又はこれに代わる証明書により入国者が特惠受益国を経由してきたことが明らかであること。

ロ 入国者の所持する物品の購入代金受領証等により入国者が特惠受益国において当該物品を購入したことがあきらかであること。